

※農業委員会受付

農 地 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 書

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

須賀川市農業委員会会長

記

1 申 請 者 の 氏 名 、 住 所

当事者の別	氏 名	現 住 所
譲受人 (被設定人)		(電話番号)
譲渡人 (設定人)		(電話番号)

【代理人】【行政書士の氏名、行政書士の印、職業＝行政書士、事務所の所在地を記載すること。】

(様式第8-2号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積

譲渡人 (設定人) の氏名		大字・字	地番	地目		面積 m ²	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別
				登記簿	現況		
計		筆 面積 (田 面積、畑 面積)					

(様式第8-2号-3)

3 転用計画

(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細					
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 年間 (一時転用の場合: 年 月 日から 月間)					
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (許 可 日)			
		名称	棟数	建築面積 m ²	所要面積 m ²	備考
	土 地 造 成					
	建 築 物					
	小 計					
	工 作 物					
	小 計					
	計					

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	設定 移転			

5 資金調達についての計画

収入		支出	
自 己 資 金		用 地 費	
借 入 金		造 成 費	
補 助 金		建 築 費	
()		()	
()		()	
計		計	

6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置：
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置：
周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置：

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1 「当事者の氏名、住所」

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- (2) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、行政書士の印(本人が自署する場合は省略することができます)、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。
- (3) 譲渡人が2人以上である場合等には別紙として作成し、様式第8-2号-1と様式第8-2号-2の間に綴り込んでください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積及び耕作者の氏名」

- (1) 「市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、非線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、非線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。
- (2) 「譲渡人の氏名」欄は譲渡人の順に名寄せして記載してください。

3 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」

権利の種類が複数ある場合は、複数段に記載してください。

4 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

5 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙) 申請書の1の欄 当事者の氏名・住所

[illegible]

(土地利用項目積算根拠)

⑥	行政庁の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込み(各法令毎に許認可処分庁における申請書受理年月日等の状況及びその処分の見込みを記述すること。)			
	関係法令名	処分権限庁	処分権限庁収受日	処分の見込み
⑦	法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議状況(各法令等毎に処分庁における届出の受理状況等を記述すること。)			
	関係法令名	処分権限庁	届出の受理等年月日	備考
⑧	農地以外の土地利用の見込み(所有者の同意状況等について記述すること。)			
	農地以外の土地が有る・ない(○で囲む)			
	同意状況			
⑨	取水又は排水計画及び水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意状況			
	取水計画			
	排水計画	(雨水)		
		(汚水)		
⑩	申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み(許可の日より概ね1年以内に許可の目的に供されない場合に記述すること。):			
⑪	一時転用の場合における農地への復元方法等:			

農地転用候補地一覧表

候補地選定の要件				

	図面 番号	所 在 地	現況 地目	土地の 種類	候補地 選定の要件	目的達成 の適否	適否判断の理由	総合 判定
候補地1								
候補地2								
候補地3								
候補地4								
候補地5								

農地転用候補地一覧表記載要領

1 代替性の検討を要する農地転用は以下のとおりである。ただし、下記(3)の場合を除く。

(1) 第一種農地の場合

農地法施行規則第33条第1項に掲げる施設(地域の農業の振興に資する施設)を設置するための転用

(2) 第二種農地の場合

次のいずれかに該当する場合を除く転用

① 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合

② 転用行為が農地法施行令第10条第1項第2号イ(地域の農業の振興に資する施設)、ロ(市街地に設置することが困難又は不適当な施設)、ホ(公益性が高いと認められる施設)又はヘ(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用)のいずれかに該当する場合

(3) 「仮設工作物の設置等一時転用の場合」、「事業地が限定されるような合理的な理由があり、複数候補地を選定のうえ検討する必要性が乏しい場合」(住宅増築に伴う宅地の拡張や進入路の設置、事業所敷地に隣接又はまたがって整備する従業員用駐車場、資材置場等)や「第4条申請において、他の土地を求めることが申請者に著しい不利益を与えると判断される場合」など

(H20.6.12付け20農第1217号福島県農林水産部長通知、H21.12.11付け農林水産省運用通知参照)

2 候補地については、申請地以外に3カ所程度は選定すること。

なお、選定に当たっては、自己所有地や親族所有地に限定することなく、以下の土地を番号の小さな順から優先的に選定し、少なくとも⑥の土地は必ず選定するよう配慮すること。

また、「候補地の種類」欄に、以下の①～⑦の該当番号を記載すること。

① 非農地

② 市街化区域内農地

③ 非線引都計用途地域内農地

④ 市街地の区域内、又は申請地よりも市街化の傾向が著しい区域内にある農地

⑤ ①～④の区域に隣接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある農地

⑥ 形状等からみて申請地よりも生産性が同等以下と思われる農地

⑦ ①～⑥以外の農地

3 「候補地選定の要件」欄には、申請に係る事業の目的を達成するために必要な要件を複数個記載すること。

4 「図面番号」欄には、候補地の位置を示した案内図を別に添付し、当該案内図に付した候補地毎の番号を記載すること。

5 「目的達成の適否」欄には、上記3の各要件毎に、事業目的が達成できるか否かにより「適」又は「否」と記載すること。

6 「適否判断の理由」欄には、上記5の判断理由を各要件毎に記載すること。